

(注) 平成 22 年 10 月 1 日に廃止されています。

農業改良資金青森県貸付金貸付等要綱

制定 平成 14 年 12 月 24 日

最終改正 平成 19 年 4 月 27 日

第 1 総則

県は、農業改良資金助成法（昭和 31 年法律第 102 号。以下「法」という。）、農業改良資金助成法施行令（昭和 31 年政令第 131 号）、農業改良資金助成法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 57 号）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける。

第 2 県貸付金の貸付手続等

1 貸付申請

融資機関は、県が貸し付ける第 1 の資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、農業改良資金の借入申込み 1 件ごとに県貸付金貸付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 農業改良資金の借入申込者から提出のあった次の書類の写し

ア 借入申込書（資金基本要綱別紙 6）

イ 経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙 2）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 貸付決定

知事は、融資機関から 1 の規定による県貸付金貸付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、県貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、県貸付金の貸付決定をし、県貸付金貸付決定通知書（第 2 号様式）により当該融資機関に通知するものとする。

3 交付請求

2 の規定による県貸付金の貸付決定の通知を受けた融資機関は、当該貸付決定に係る県貸付金の交付を受けようとするときは、県貸付金交付請求書（第 3 号様式）を知事に提出するものとする。

4 交付

(1) 県貸付金の交付は、3の規定による県貸付金交付請求書の提出を受けて行うものとする。

(2) 融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、県貸付金借用証書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

5 債権保全措置

融資機関は、農業改良資金の貸付債権につき青森県農業信用基金協会との債務保証契約が締結されていないときは、県貸付金の借入債務の担保として当該貸付債権に質権を設定するものとする。

第3 県貸付金の貸付条件

利率は、無利子とし、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件は、融資機関が県貸付金を原資として農業者等に貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件とすることを基本とする。

第4 事業の実施以後の措置

1 貸付申請事項の変更

(1) 融資機関は、第5の9の(1)の規定により農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）から提出された農業改良資金貸付変更承認申請書につき承認しようとするときは、県貸付金貸付変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 知事は、融資機関から(1)の規定による県貸付金貸付変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、その変更を承認し、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

2 事業完了報告

(1) 融資機関は、借受者から第5の10の規定による農業改良資金事業完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、県貸付金事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(2) 知事は、借受者の実施した事業の内容が県貸付金の貸付けの目的に適合していないと認めるときは、融資機関に対し、必要な指示をするものとする。

(3) 融資機関は、(2)の規定による指示があったときは、その指示に従わなければならない。

3 繰上償還

(1) 融資機関は、県貸付金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、県貸付金繰上償還届（第7号様式）を知事に提出するものとする。

(2) 知事は、融資機関から(1)の規定による県貸付金繰上償還届の提出があったときは、当該融資機関に納入通知書を送付するものとする。

4 一時償還

知事は、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合には、第3の規定にかかわらず、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して一時償還を請求することができる。

- (1) 融資機関が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 融資機関が償還金の支払を怠ったとき(借受者の農業改良資金の償還が支払期日までに行われなことを理由として、融資機関が県貸付金の償還を支払期日までに行わないときを除く。)
- (3) 融資機関が県貸付金の借入れに際し、又は借入後県貸付金の全部を弁済するまでの間に、県に対し、虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 融資機関につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 融資機関が支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 融資機関が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 融資機関が県に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (8) 融資機関がこの要綱又は貸付契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他知事が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

5 違約金

- (1) 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は4の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者の農業改良資金の償還が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が償還すべき期日の翌日から農業改良資金の償還が行われた日までの日数を上記日数から控除することができるものとする。
- (2) 融資機関は、農業改良資金の貸付けに係る違約金を借受者から徴収した場合には、これを県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

6 支払の猶予

- (1) 融資機関は、第5の14の(1)の規定により借受者に対する農業改良資金の償還金の支払を猶予しようとするときは、県貸付金支払猶予申

請書（第8号様式）により、県貸付金の償還金の支払の猶予を申請することができる。

(2) 知事は、融資機関から(1)の規定による県貸付金支払猶予申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支払を猶予することが適当と認めるときは、支払の猶予を決定し、県貸付金支払猶予決定通知書（第9号様式）により当該融資機関に通知するものとする。

(3) 知事は、支払を猶予しない旨の決定をしたときは、融資機関にその旨を通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定をしたときも、5の(1)の違約金を徴収するものとする。

7 指示

融資機関は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 農業改良資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 農業改良資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

8 帳簿書類等の調査

融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

第5 農業改良資金の貸付けの方法

融資機関は、県貸付金を原資として農業改良資金の貸付けを行う場合には、次の方法により行うものとする。

1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、次のいずれかに該当する農業者又は農業者の組織する団体（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）

イ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者であって、農業経営の開始後5年以内であり、かつ、当該認定後10年以内のもの

ウ 次の要件を満たす個人

- ① 農業所得が総所得の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が200万円以上であること。
 - ② 主として農業経営に従事する青壮年（16歳以上65歳未満の者をいう。以下同じ。）であり、又はその家族に主として農業経営に従事する青壮年がいること。
 - ③ 60歳以上の者にあつては、その後継者が、現に主として農業に従事し（青森県農業大学校又は青森県営農大学校に就学している場合等を含む。）、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - ④ 簿記の記帳を行つており、又は行うことが確實と見込まれること。
- エ アからウまでに掲げる者が行う家族農業経営に従事する者で、次の事項が明確になっている家族経営協定を締結しているもの
- ① 当該家族農業経営のうちの一部の部門について主宰する権利があること。
 - ② ①の部門の経営の損失を負担する義務及び収益を処分する権利があること。
- オ 次の要件を満たす法人
- ① 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が1,000万円以上であること。
 - ② その法人の行う農業に常時従事する組合員、社員又は株主がいること。
- カ 法人格を有しない団体で、①から⑤までの要件を満たす規約を有し、かつ、⑥から⑨までの要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
- ① 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ② 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手續が明らかとなっていること。
 - ③ 会費又は融資の対象となる施設の利用料を徴収する場合にあつては、その徴収方法が衡平であること。
 - ④ 当該団体の意思決定の機関及びその決定の方法が明らかとなつており、当該意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ⑤ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項が明らかとなっていること。
 - ⑥ 一元的に経理を行つていること。
 - ⑦ 原則として5年以内に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。

- ⑧ 水田作及び畑作に係る農業経営にあつては、農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- ⑨ 主たる従事者が農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「農業経営基盤強化促進基本構想」という。）において目標として定められた農業所得の額と同等以上の農業所得の額を目標として定めていること。
- キ 集落営農組織以外のアからオまでに掲げる者が全構成員の過半を占める法人格を有しない団体で、カの①から⑤までの要件を満たす規約を有しているもの
- ク 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた者（以下「エコファーマー」という。）

2 農業改良資金の内容

融資機関が貸し付ける農業改良資金は、法第2条に規定する農業改良措置を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。ただし、（8）に掲げる資金については、認定農業者及び集落営農組織のみを、（9）及び（10）に掲げる資金については認定農業者のみを、（11）のアに掲げる資金については認定農業者、集落営農組織及びエコファーマーのみを、（11）のイに掲げる資金については認定農業者、農業経営基盤強化促進基本構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められる者で1の（1）のウ及びオに掲げるもの並びにこれらの者が中心となって組織する生産団体のみを対象とする。

- （1）施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- （2）永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- （3）家畜の購入又は育成に必要な資金
- （4）農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- （5）農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農畜産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- （6）農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金
- （7）能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに

必要な資金

- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、次に掲げる資金
 - ア 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる資材費（種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等をいう。）、雇用労賃又は機械・施設の修理費（農業改良措置の実施に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金
 - イ 基幹的農作業を新たに受託するのに必要な資金

3 農業改良資金の貸付条件

- (1) 利率は、無利子とする。
- (2) 限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者については、農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。
 - ア 個人 1,800万円
 - イ 法人その他の団体 5,000万円
- (3) 償還期間（据置期間を含む。）は10年以内、据置期間は3年以内とする。ただし、次の表の左欄に掲げる資金については、それぞれ同表の右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

資 金	償還期間	据置期間
法第5条第1項の特定地域資金	12年	5年
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）第1項の資金	12年	3年
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第23条の資金	12年	5年

- (4) 償還期間（据置期間を含む。）を定めるに当たっては、借入希望者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模及び耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。
- (5) 償還方法は、均等割賦償還とする。

4 借入申込み

農業改良資金に係る借入申込書の提出までの手続については、資金基本

要綱の定めるところによるものとする。

5 貸付決定

融資機関は、第2の2の規定による県貸付金の貸付決定の通知を受けたときは、速やかに農業改良資金の貸付決定をし、農業改良資金貸付決定通知書（参考様式第1号）により借入申込者に通知するものとする。

6 貸付契約の締結

融資機関は、農業改良資金借用証書（参考様式第2号）により借受者との貸付契約を締結するものとする。

この場合、融資機関は、借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

なお、5の規定による貸付決定の通知後、長期にわたり貸付契約を締結する見込みがない借入申込者については、貸付決定を取り消すことができるものとし、取り消す場合は、当該借入申込者にその旨を通知するものとする。

7 農業改良資金の交付

融資機関は、県貸付金の交付を受けた場合は、借入申込者に対し、速やかに農業改良資金の交付を行うものとする。

8 債権保全措置

融資機関は、資金基本要綱第3の3により債権を保全するものとする。

また、農業信用基金協会が行う債務保証の取扱いについては、資金基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、同協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるものとする。

9 借入申込事項の変更

(1) 融資機関は、借受者が貸付決定後事業が完了するまでの間に、借入申込書又は経営改善資金計画書に記載された事項について変更を加えようとするときは、融資機関に対し、農業改良資金貸付変更承認申請書（参考様式第3号）を提出させるものとする。

(2) 融資機関は、第4の1の(2)の規定による通知を受けたときは、(1)の変更を承認し、その旨を借受者に通知するものとする。

10 事業完了報告

融資機関は、借受者に対し、農業改良資金の貸付けの対象となった事業の完了後30日以内に農業改良資金事業完了報告書（参考様式第4号）にその事業が適正に完了したことを証する書類を添付して提出させるものとする。

11 繰上償還

(1) 融資機関は、借受者が農業改良資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、農業改良資金繰上償還届（参考様式第5号）を提出させるものとする。

(2) 融資機関は、借受者から(1)の規定による農業改良資金繰上償還届の提出があったときは、第4の3の(1)の規定により県貸付金繰上償還届を知事に提出するものとする。

1.2 一時償還

(1) 融資機関は、次のアからコまでのいずれかに該当する場合には、3の規定にかかわらず、借受者に対し、いつでも農業改良資金の全部又は一部につき、期限を付して一時償還を請求することができる。

ア 借受者が農業改良資金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。

イ 借受者が償還金の支払を怠ったとき。

ウ 借受者が農業改良資金の借入れに際し、又は借入後農業改良資金の全部を弁済するまでの間に、融資機関に対し、虚偽の申込み、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

エ 借受者につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

オ 借受者が支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

カ 借受者が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

キ 借受者が県に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

ク 農業改良資金により改良され、造成され、復旧され、又は取得された施設又は土地が譲渡され、転用され、又は公用収用されたとき。

ケ 借受者が貸付契約に基づく義務の履行を怠ったとき。

コ その他融資機関が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(2) 融資機関は、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。

1.3 違約金

(1) 融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は1.2の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(2) 融資機関は、1.2の(1)のア、ウ又はケの規定により農業改良資金の一時償還の請求をする場合において、これらの規定に該当することについて借受者の故意が認められるときは、当該請求に係る農業改良資金の額につき年12.25パーセントの割合をもって当該請求に係る農業改良資金の貸付けを行った日から償還金の支払をした日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

1 4 支払の猶予

- (1) 融資機関は、災害又は借受者若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により、農業改良資金の償還が著しく困難であると認められる場合には、借受者からの申請に基づき、償還金の支払を猶予することができる。
- (2) (1) の申請は、農業改良資金支払猶予申請書（参考様式第6号）にその理由を証する証明書を添えて提出して行うものとする。
- (3) 融資機関は、知事から第4の6の(2)の規定による支払の猶予の決定の通知を受けたときは、農業改良資金の償還金の支払の猶予を決定し、農業改良資金支払猶予決定通知書（参考様式第7号）により借受者に通知するものとする。